

研究ノート

幼稚園教育要領・小学校学習指導要領・中学校学習指導要領・ 高等学校学習指導要領にみる「交流及び共同学習」の 歴史的変遷

千 田 光 久

Historical Transition of the "Exchange and Collaborative Learning"
in the Kindergarten Educational Guidelines, Elementary School,
Junior High School and High School Curriculum Guidelines in Japan.

CHIDA, Mitsuhisa

キーワード：教育要領、学習指導要領、多様な学びの場、交流及び共同学習、歴史的変遷

はじめに

筆者は、『共生科学研究 No.14』（星槎大学，2018）において「特別支援学校学習指導要領にみる「交流及び共同学習」の歴史的変遷」を述べた。そこでは、1971（昭和46）年の学習指導要領に初めて障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流が記述され、以降徐々に交流が充実してきているとともに、課題として教職員の増員など実施環境の整備や児童生徒が居住する地域の学校で共に学ぶという教育制度（副学籍等）の確立を図ることを提言した。

本稿では特別支援学校の交流園・校となる幼稚園教育要領・小学校学習指導要領・中学校学習指導要領・高等学校学習指導要領では、これまで「交流及び共同学習」がどのように記載されてきているかについての歴史的変遷を述べるものである。

上記本論を述べる前に我が国の「多様な学びの場」と「交流及び共同学習」の関連について述べる。

我が国では障害のある児童生徒等の学びの場について「多様な学びの場」を設け、教育を行っている。「多様な学びの場」とは、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などの教育の場を指している（図1参照）。

日本が「多様な学びの場」を設けている事由として、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（文部科学省中央教育審議会初

星槎大学共生科学部

E-mail: m_chida@seisa.ac.jp

等中等教育分科会, 2012) において「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」との建議によるところが大きい。

つまり、日本では障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も同じ教育の場で共に学ぶことを追及するとともに、障害のある児童生徒等の個別の教育的ニーズに的確に応えるために特別支援学級や特別支援学校など多様な学びの場を設けているのである。

そこには、児童生徒等が個々の教育的ニーズに応じて多様な学びの場で学校生活を過ごすという状況の中で、インクルーシブ教育システムの構築をどのように構築するかという課題が生じる。その課題を解決する方策の一つとして、現在、日本の教育で取り組まれているのが交流及び共同学習である。

本稿は、幼稚園教育要領・小学校学習指導要領・中学校学習指導要領・高等学校学習指導要領における交流及び共同学習に焦点化し、障害のない児童生徒等において障害のある児童生徒等の交流及び共同学習がいつから開始され、現在に至っているかを、これまでの幼稚園教育要領、小・中・高等学校の学習指導要領から探り、交流及び共同学習の歴史的変遷を述べ、今後のインクルーシブ教育システム構築のための一考察とするものである。述べるに当たって、論を補足する必要がある場合には文部科学省の幼稚園教育要領や小・中・高等学校の学習指導要領の解説書等に述べられていることも記述することとする。

なお、交流及び共同学習という用語は、2008（平成20）年3月告示の『小学校学習指導要領』及び『中学校学習指導要領』において初めて使用された用語である。2008（平成20）年以前の幼稚園教育要領や小・中・高等学習指導要領及び盲・聾・養護学校学習指導要領では、「交流」や「活動を共にする機会」という用語等が使用されている。本稿では、その時々々の学習指導要領で使用されている用語をそのまま使用することとする。特別支援学校の名称についても、特別支援学校の名称が使用される2007（平成19）年4月以前の学校名については、盲学校、聾学校、養護学校の名称を使用することとする。

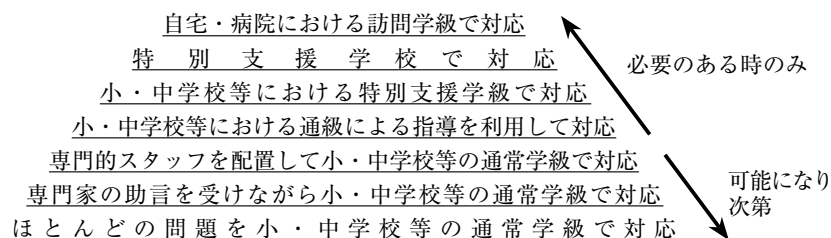


図1 日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性

(文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会, 2012, 報告に記載の図を筆者が一部改変して作成)

1. 幼稚園教育要領にみる「交流及び共同学習」の歴史の変遷

1) 1998（平成 10）年告示幼稚園教育要領

交流に関する記述は同要領「第 3 章 指導計画作成上の留意事項」の「2 特に留意する事項」の「(3)」において、下記のように述べられている。

なお、幼稚園教育要領において交流が記載されたのは、この教育要領が初めてであり、1999（平成 11）年の『幼稚園教育要領解説』には「交流教育は、障害の有無にかかわらず、すべての幼児にとって意義のある活動であり、今後一層の充実を図ることが大切である。」と述べられていることから、この教育要領は幼児期からの交流の意義を明記したということでは特筆に値する教育要領である。

「幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、盲学校、聾（ろう）学校、養護学校等の障害のある幼児との交流の機会を積極的に設けるよう配慮すること。」

2) 2008（平成 20）年告示幼稚園教育要領

交流に関する記述は同要領「第 3 章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」の「2 特に留意する事項」の「(3)」において、下記のように述べられている。

なお、この教育要領では「障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設ける」と記載がなされ、障害のない幼児と障害のある幼児が活動を共にすることが盛り込まれていることは幼児期の発達段階に即した表記であると捉える。幼児期は遊びを通して子ども同士の社会的相互交渉や子ども同士が友達関係になっていく社会的感情が育つ年齢であることを考慮すると「活動を共にする」ということは発達段階に即した適切な表記である。2008（平成 20）年の『幼稚園教育要領解説』には「幼稚園にとっても、障害のある幼児と活動を共にすることを通して、仲間として気持ちが通じ合うことを実感するなど、視野を広げる上で有意義な機会となることが期待される。」と述べられている。

「幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、特別支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。」

3) 2017（平成 29）年告示幼稚園教育要領

交流に関する記述は同要領「第 1 章 総則」の「第 6 幼稚園運営上の留意事項」の「3」において、下記のように述べられている。

この教育要領では、従前の教育要領と違い「総則」で述べられていることが特筆である。教育要領、学習指導要領において総則は、教育の基本、教育目標、教育課程の編成などが示されている、いわば全体に共通、基本となることを示している位置づけにある。その総則の中の「幼稚園運営上の留意事項」において障害のある幼児等との交流及び共同学習が述べられていることは、障害のない幼児と障害がある幼児との交流が幼稚園運営において、これま

で以上に重視されていることと捉える。

なお、「交流及び共同学習」という用語が本教育要領において初めて使用されているが、この用語が使用された経緯及び用語の説明は次節において述べることとする。

「地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。」

2. 小学校学習指導要領にみる「交流及び共同学習」の歴史的変遷

小学校において学習指導要領に初めて交流が記載されたのは、下記に述べる1989（平成元）年告示の学習指導要領であるが、全国特別支援教育推進連盟（2016）によると文部省（現在の省名は文部科学省）は1979（昭和54）年7月6日に各都道府県教育委員会宛に小・中・高等学校が盲・聾・養護学校と適切な交流活動を推進するよう文部事務次官通達を発出しており、我が国として小・中・高等学校の交流教育は実質的には昭和50年代から教育活動として展開されていたのである。上述の次官通達の交流に関する記述の一部を次に示す。

「新小学部、中学部学習指導要領及び新高等部学習指導要領において、児童生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、学校の教育活動の全体を通じて小学校、中学校及び高等学校の児童生徒及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるように一層配慮する必要があることが示されましたが、小学校、中学校及び高等学校においてもこの趣旨を十分理解し、適切な教育活動が展開されるよう関係機関への指導についても、格段の御配慮を願います。」

1) 1989（平成元）年告示小学校学習指導要領

交流に関する記述は同要領「第1章 総則」の「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の（10）において、下記のように述べられている。

この学習指導要領において、交流は「学校相互の連携や交流を図る」との記載にとどまっているが、同年に示された『小学校指導書 教育課程一般編』では「特殊教育諸学校との交流を図ったりすることなどが考えられる。これらの活動を通じ、学校全体が活性化するとともに、児童が幅広い体験を得、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待される。」と述べられ、障害のある児童生徒が在籍している特殊教育諸学校が交流校として具体的に明記されている。

小学校学習指導要領において、障害のある児童生徒との交流に関する記述が初めてなされたという点では特筆に値する学習指導要領という位置づけになるものである。

「地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域社会との連携を深めるとともに、学校相互の連携や交流を図ることに努めること。」

2) 1998 (平成 10) 年告示小学校学習指導要領

交流に関する記述は、従前どおりに同要領の総則で述べられているとともに、新たに特別活動において「障害のある人々などとの触れ合い」という文言が記載され、特別活動という領域における小学校児童と障害のある人々との交流活動について述べられている。

なお、同年に示された『小学校学習指導要領解説書 総則編』では「障害のある幼児児童生徒との交流は、児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。」と述べられている。これは、今日において希求されている共生社会形成に繋がる考えである。

この要領での特筆すべきことは、総則の他に新たに特別活動においても交流活動が取り上げられていることと共生社会形成に繋がる言及をしている点であるといえる。

交流に関するこの要領での記述は、第 1 章総則では「第 5 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の「(11)」において、第 4 章特別活動では「第 3 指導計画の作成と内容の取扱い」の「2 第 2 の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」の「(4)」において示されている。記載内容は下記のとおりである。

【総則における交流の記述】

「開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間や幼稚園、中学校、盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。」

【特別活動における交流の記述】

「学校行事については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などを充実するよう工夫すること。」

3) 2008 (平成 20) 年告示小学校学習指導要領

この学習指導要領では、これまでの指導要領において使用されることの多かった「交流」という表記から「交流及び共同学習」という表記に名称が変更になった。

交流及び共同学習と名称変更になった理由は、2004 (平成 16) 年に障害者基本法が改正となり、新たに同法第 14 条第 3 項として「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」の条文が盛り込まれたことによる。この条文により、これまで「交流教育」などと呼ばれていた呼称が、法令用語として「交流及び共同学習」として使われることになった。

教育における交流及び共同学習の位置づけは、同年 6 月に内閣府事務次官通知として都道府県知事・指定都市市長宛てに発出された『障害者基本法の一部を改正する法律の施行につ

いて』の文書に記述されている改正の概要において「(法新第14条関係)教育の規定として、国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないことを加えたこと。」と示されている。すなわち、国は教育として交流及び共同学習を積極的に進め、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との相互理解を図ることを明確に示したのである。このことは、交流及び共同学習を更に推進させていくうえでのエポックとも言えるべきことと認識する。

なお、文部科学省は2009(平成21)年の『特別支援学校学習指導要領解説総則等編(幼稚園・小学部・中学部)』において、交流及び共同学習とは「障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。『交流及び共同学習』とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進していく必要がある。」と定義と取り組みについて述べている。

交流及び共同学習に関する記載は、第1章総則では「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の「(12)」において、第6章特別活動では「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の「2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」の中の「(4)」において示されている。記載内容は下記のとおりである。

【総則における交流及び共同学習の記述】

「学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。」

【特別活動における交流及び共同学習の記述】

「〔学校行事〕については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。」

4) 2017(平成29)年告示小学校学習指導要領

交流及び共同学習に関する記載は、第1章総則では「第5 学校運営上の留意事項」の「2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携」の「イ」において、第6章特別活動では「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の「2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」の中の「(4)」において示されている。記載内容は下記のとおりである。

この要領では、交流及び共同学習が学校運営にこれまで以上に重視された位置づけになっていることが特筆であると捉える。総則の中に新たな節として設けられた「学校運営上の留意事項」の中に交流及び共同学習が明記されたのである。「学校運営上の留意事項」の節は、今回の学習指導要領の改訂の基本方針の一つであるカリキュラム・マネジメントを推進させるために設けられた節であり、そのような位置づけにある「学校運営上の留意事項」において交流及び共同学習が盛り込まれたことは、学校経営において交流及び共同学習が重点事項となるべき位置づけとなったと捉える。

【総則における交流及び共同学習の記述】

「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」

【特別活動における交流及び共同学習の記述】

「異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。」

3. 中学校学習指導要領にみる「交流及び共同学習」の歴史的変遷

1) 1989（平成元）年告示中学校学習指導要領

交流に関する記述は同要領「第1章 総則」の「第6 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の「(11)」において、下記のように述べられている。述べられている文章は、小学校学習指導要領と同一の文章となっている。

中学校学習指導要領に交流が記載されたことは、前述の小学校学習指導要領と同様に初めてのことであり、特筆に値する学習指導要領という位置づけになるものである。

同年に示された『中学校指導書 教育課程一般編』においても『小学校指導書 教育課程一般編』と同趣旨の内容で「特殊教育諸学校との交流を図ったりすることなどが考えられる。これらの活動を通じ、学校全体が活性化するとともに、生徒が幅広い体験を得、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待される。」と述べられている。

「地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域社会との連携を深めるとともに、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。」

2) 1998（平成10）年告示中学校学習指導要領

交流に関する記述は、前述の小学校学習指導要領と同様に総則と特別活動で示されており、特別活動で述べられている「障害のある人々などとの触れ合い」という文言も小学校と同様である。

同じく、同年に示された『中学校学習指導要領解説書 総則編』においても、『小学校学習指導要領解説書 総則編』と同じ趣旨で、障害のある幼児児童生徒との交流は中学校の生

徒にとって障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会であることや同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあることなど共生社会形成に繋がる記述がなされている。

この要領での特筆すべきことは、総則の他に新たに特別活動においても交流活動が取り上げられていることと共生社会形成に繋がる言及をしている点であるといえる。

交流に関する要領での記述は、第1章総則では「第6 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の(12)において、第4章特別活動では「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の「2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」の「(3)」において示されている。記載内容は下記のとおりである。

【総則における交流の記述】

「開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校、盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。」

【特別活動における交流の記述】

「学校行事については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などを充実するよう工夫すること。」

3) 2008（平成20）年告示中学校学習指導要領

交流及び共同学習に関する記載は、第1章総則では「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の「(14)」、第5章特別活動では「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の「2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」の中の「(3)」において示されている。記載内容は下記のとおりである。

この要領の特筆すべき事項は、前述の小学校学習指導要領と同様にこれまでの指導要領において多く使用されることの多かった「交流」という表記から「交流及び共同学習」という表記に名称が変更になったこと、交流及び共同学習の更なる推進が本学習指導要領の改訂の要点に位置付けられたことなどである。

【総則における交流及び共同学習の記述】

「学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。」

【特別活動における交流及び共同学習の記述】

「〔学校行事〕については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及び

その内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。」

4) 2017 (平成 29) 年告示中学校学習指導要領

交流及び共同学習に関する記載は、第 1 章総則では「第 5 学校運営上の留意事項」の「2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携」の「イ」において、第 6 章特別活動では「第 3 指導計画の作成と内容の取扱い」の「2 第 2 の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」の中の「(4)」において示されている。記載内容は下記のとおりである。

この要領では、前述の小学校学習指導要領と同様に総則の中に新たな節として設けられた「学校運営上の留意事項」に交流及び共同学習が明記されたことにより、交流及び共同学習が学校運営にこれまで以上に重視された位置づけになっていることが特筆であると捉える。また、特別活動においても、同年 7 月に示された『中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 特別活動編』には特別活動改訂の要点の一つとして「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習など多様な他者との交流や対話について充実することを示した。」と述べられており、この点からも交流及び共同学習が重視されていることがわかる。

【総則における交流及び共同学習の記述】

「他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」

【特別活動における交流及び共同学習の記述】

「異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。」

4. 高等学校学習指導要領にみる「交流及び共同学習」の歴史的変遷

1) 1989 (平成元) 年告示高等学校学習指導要領

高等学校においては、同要領「第 1 章 総則」の「第 6 款 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の「6 以上のほか、次の事項について配慮するものとする。」の「(11)」において、交流について下記のように述べられているが、障害のある生徒との交流を明記する記述ではない。

但し、同年に示された『高等学校学習指導要領解説 総則編』には、下記に記載するように「特殊教育諸学校との交流」との記載があり、障害のある生徒との交流を想起させる記述となっている。

【総則における交流の記述】

「地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域社会との連携を深めるとともに、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。」

【『高等学校学習指導要領解説 総則編』における交流の記述】

「学校間の交流としては、例えば、近隣の学校と学校行事などを合同で行ったり、自然や社会環境が異なる学校との間で文通や相互訪問などを行ったり、特殊教育諸学校との交流を図ったりすることなどが考えられる。これらの活動を通じ、学校全体が活性化するとともに、生徒が幅広い体験を得、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待される。」

2) 1999 (平成 11) 年告示高等学校学習指導要領

交流に関する記述は要領の総則と特別活動で示されている。高等学校も小学校、中学校と同様にこの要領から交流が総則の他に特別活動で初めて取り上げられることになった。

交流を行う趣旨は小学校、中学校と同様に障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深める、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場であることなどが総則の解説書で述べられている。

第1章総則では「第6款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の「5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項」の「(11)」において、第4章特別活動では「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の「2 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」の「(3)」において示されている。記載内容は下記のとおりである。

【総則における交流の記述】

「開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。」

【特別活動における交流の記述】

「学校行事については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などを充実するよう工夫すること。」

3) 2009 (平成 21) 年告示高等学校学習指導要領

交流及び共同学習に関する記載は、第1章総則では「第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の「5 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の「(14)」、第5章特別活動では「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の「2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」の中の「(3)」において示されている。記載内容は下記のとおりである。

この要領の特筆すべき事項は、2008（平成 21）年告示の小学校、中学校学習指導要領等と同様に「交流」という表記から「交流及び共同学習」という表記に名称が変更になったこと、交流及び共同学習の更なる推進が本要領の改訂の要点に記述されていることなどである。

【総則における交流の記述】

「学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。」

【特別活動における交流の記述】

「〔学校行事〕については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、入学から卒業までを見通して、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。」

4) 2018（平成 30）年告示高等学校学習指導要領

交流及び共同学習に関する記載は、第 1 章総則では「第 6 款 学校運営上の留意事項」の「2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携」の「イ」において、第 5 章特別活動では「第 3 指導計画の作成と内容の取扱い」の「2 第 2 の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」の中の「(4)」において示されている。記載内容は下記のとおりである。

この要領では、総則の中に新たな節として設けられた「学校運営上の留意事項」に交流及び共同学習が明記されたことにより、交流及び共同学習が学校運営にこれまで以上に重視された位置づけになっていることが特筆であると捉える。

また、特別活動においても同年 7 月に示された『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 特別活動編』には「高校生という発達の段階を踏まえ、『社会に開かれた教育課程』を実現し、活力ある未来を切り拓く資質・能力をもった生徒を育成するために、学校が、意図的、計画的な教育活動の一環として、学校内外において多様な他者と交流し、協働して活動できる機会と場を設定し、豊かな人間性の育成を保障することが求められているのである。」との記述があり、高校生が多様な他者との交流することを強調していることは、自我を確立する青年期にある生徒にとって人間性形成上、意義があることと考える。

【総則における交流及び共同学習の記述】

「他の高等学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」

【特別活動における交流及び共同学習の記述】

「異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流

や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。」

おわりに

以上に述べた幼稚園教育要領、小・中・高等学習指導要領にみる「交流及び共同学習」の歴史の変遷を振り返ると、障害のない児童生徒が障害のある児童生徒と交流を行う旨の「交流」という表記が初めて記載されたのは1989（平成元）年の学習指導要領からであり、以来30年が経過したわけであるが、その間における要領、指導要領等における障害のある幼児児童生徒との交流に関する記載の特筆事項を次頁表3に要約としてまとめみると、30年間にわたり交流及び共同学習が充実してきていることがわかる。

しかし、要領や指導要領における交流及び共同学習に関する記載内容が充実してきているものの、学校現場における現状はそれに伴って充実してきているのであろうか。

文部科学省が2017（平成29）年に公表した「障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況調査結果」の概要（筆者による抜粋）を表1、表2に示し現状を述べることにする。

なお、調査時点等は次のとおりである。調査時点「2017（平成29）年3月31日」（2016年度実績）、調査対象「公立の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校」、回答数「小学校19,547校・中学校9,318校・高等学校3,796校」。

前頁の表1、表2の文部科学省調査結果から述べることのできる見解は、交流及び共同学習の実施状況は高いとはいえない、すなわち交流及び共同学習の実施状況が不十分であることが分かった。特別支援学校との交流及び共同学習の実施状況は小・中・高等学校3校種を合計しての平均実施率は20%、障害のある人との交流活動の実施状況は小・中・高等学校3

表1 特別支援学校との交流及び共同学習（学校間交流）の実施状況 *出典：文部科学省

	小学校	中学校	高等学校
実施した	16%	18%	26%
うち、毎年度継続に実施 数年に一度実施	15% 1%	17% 1%	25% 1%
実施していない	84%	82%	74%

表2 障害のある人との交流活動の実施状況 *出典：文部科学省

	小学校	中学校	高等学校
実施した	40%	29%	21%
うち、毎年度継続に実施 数年に一度実施	34% 6%	24% 5%	18% 3%
実施していない	60%	71%	79%

校種を合計しての平均実施率 30%という低い実施率である。

交流及び共同学習がインクルーシブ教育システム構築となり得るかについては、対峙する考えがある。障害者権利条約批准・インクルーシブ教育推進ネットワークは 2010（平成 22）年 12 月 6 日開催の第 27 回障がい者制度改革推進会議（内閣府）で『『交流及び共同学習』では『インクルーシブ教育』は実現できない』と交流及び共同学習への見解を述べ、一方、中西（2012）は「この『交流及び共同学習』の充実、インクルーシブ教育を進展させるための重要な方策である。」と著書で述べている。筆者は、今後、交流及び共同学習に係る自身の見解をまとめ、その実施状況を高める方策を研究課題にしたいと考えている。

表 3 幼稚園教育要領・小学校・中学校・高等学校学習指導要領等における交流及び共同学習の歴史の変遷特記事項

西暦（元号）	幼稚園	小学校・中学校	高等学校
1989 （平成元年）		○初めて「交流」が記載される	同 左
1998 （平成 10 年）	○初めて「交流」が記載される	○養護学校などとの間の連携や交流が盛り込まれる ○障害のある人々などとの触れ合いの表記が盛り込まれる	
1999 （平成 11 年）			*1998 年の小・中学校と同様の内容が盛り込まれる
2008 （平成 20 年）	○活動を共にすると表記される	○交流が交流及び共同学習に名称変更並びに定義と取り組みが示される ○内閣府事務次官名で交流及び共同学習を推進させる通知が発出される	
2009 （平成 21 年）			○交流及び共同学習に名称変更
2017 （平成 29 年）	○交流が交流及び共同学習に名称変更並びに定義と取り組みが示される ○交流及び共同学習が幼稚園運営の留意事項に位置づけられる	○交流及び共同学習が学校運営の留意事項に位置づけられる ○障害のある人々などとの交流や対話が盛り込まれる	
2018 （平成 30 年）			○交流及び共同学習が学校運営の留意事項に位置づけられる

引用文献

- 千田光久. (2018). 「特別支援学校学習指導要領にみる『交流及び共同学習』の歴史的変遷」, 星
槿大学紀要「共生科学研究」No.14, pp.42-55.
- 文部科学省. (2004). 『中学校学習指導要領（平成10年12月）解説—総則編—』, 東京書籍,
pp.123-124.
- 文部科学省. (2008). 『中学校学習指導要領』, 東山書房, p.19, 121.
- 文部科学省. (2008). 『小学校学習指導要領解説 総則編』, 東洋館出版社, p.111.
- 文部科学省. (2009). 『高等学校学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/h20h/index.htm>,
(2019.11.1 閲覧).
- 文部科学省. (2009). 『特別支援学校学習指導要領解説 総則（幼稚部・小学部・中学部）』, 教
育出版, p.185.
- 文部科学省. (2017). 『中学校学習指導要領』, https://www.mext.go.jp/content/1413522_002.pdf,
(2019.11.1 閲覧).
- 文部科学省. (2017). 『小学校学習指導要領』, https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf,
(2019.11.1 閲覧).
- 文部科学省. (2017). 『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編』,
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_013.pdf, (2019.11.1 閲覧).
- 文部科学省. (2017). 『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』, 東洋館出版社,
p.256.
- 文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会. (2012). 「共生社会の形成に向けたインクルー
シブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」, [https://www.mext.go.jp/b_](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm)
[menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm), (2019.11.1 閲覧).
- 文部科学省. (2017). 「障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況調査結果」,
[https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/30/1397010-3.pdf)
[afieldfile/2017/10/30/1397010-3.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/30/1397010-3.pdf), (2019.11.1 閲覧).
- 文部科学省. (2018). 『高等学校学習指導要領』, [https://www.mext.go.jp/content/1384661_6_1_3.](https://www.mext.go.jp/content/1384661_6_1_3.pdf)
[pdf](https://www.mext.go.jp/content/1384661_6_1_3.pdf), (2019.11.1 閲覧).
- 文部科学省. (2018). 『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 特別活動編』, [https://](https://www.mext.go.jp/content/1407196_22_1_1_2.pdf)
www.mext.go.jp/content/1407196_22_1_1_2.pdf, (2019.11.1 閲覧).
- 文部省. (1989). 『中学校指導書教育課程一般編』, 第一法規, p.105, 122.
- 文部省. (1989). 『高等学校学習指導要領解説 総則編』, 東山書房, p.164.
- 文部省. (1989). 『小学校学習指導要領』, 大蔵省印刷局, p.4.
- 文部省. (1989). 『小学校指導書教育課程一般編』, ぎょうせい, p.73.
- 文部省. (1990). 『盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領』, 慶応通信, p.86.
- 文部省. (1998). 『中学校学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/h10j/index.htm>,

- (2019.11.1 閲覧).
- 文部省. (1998). 『小学校学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/h10e/index.htm>, (2019.11.1 閲覧).
- 文部省. (1999). 『高等学校学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/h10h/index.htm>, (2019.11.1 閲覧).
- 文部省. (1999). 『小学校学習指導要領解説 総則編』, 東京書籍, p.94.
- 文部省. (1999). 『幼稚園教育要領解説』, フレーベル館, p.178, 205.
- 文部省. (2000). 『高等学校学習指導要領解説 総則編』, 東山書房, pp.198-199.
- 内閣府. (2008). 「障害者基本法の一部を改正する法律の施行について」, <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sekou-zimu.PDF>, (2019.11.1 閲覧).
- 文部省. (2008). 『幼稚園教育要領解説』, フレーベル館, p.228, 267.
- 中西郁. (2012). 「I . インクルーシブ教育への展望地域特別支援教育圏構想の推進 小・中学校の特別支援教育の充実と、『交流及び共同学習』を進展させるための方策」, 渡邊健治編著, 『特別支援教育からインクルーシブ教育への展望』, クリエイツかもがわ, p.72.
- 精神薄弱教育実践講座刊行会編. (1994). 『CROIRE クロワール精神薄弱教育実践講座第15巻 交流教育』, ニチブン, p.21.
- 障害者権利条約批准・インクルーシブ教育推進ネットワーク(2010)「『交流及び共同学習』では『インクルーシブ教育』は実現できない」, 第27回障がい者制度改革推進会議資料2-2, [https://www.wam.go.jp/wamappl/bb15gs60.nsf/0/65ca5b61ce96b0c3492577f2000617b3/\\$FILE/20101207_1shiryu2-2.pdf](https://www.wam.go.jp/wamappl/bb15gs60.nsf/0/65ca5b61ce96b0c3492577f2000617b3/$FILE/20101207_1shiryu2-2.pdf), (2019.10.7 閲覧).
- 全国特別支援教育推進連盟編. (2016). 『幼稚園・小中高等学校における特別支援教育の進め方 ③ 交流及び共同学習を進めるために』, ジアース教育新社, pp.26-27.